

# 令和2年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント

- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成31年と令和2年を比較すると18,120円の増となっている。
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)を取得している施設・事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成31年と令和2年を比較すると20,740円の増となっている。

平均給与額(月給・常勤の者)	令和2年2月	平成31年2月	差額
特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)を取得した施設・事業所の介護職員	325,550円	307,430円	18,120円
特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)を取得した施設・事業所の勤続年数10年以上の介護福祉士	366,900円	346,160円	20,740円

- ※1 調査対象となった施設・事業所に平成30年度と令和元年度とも在籍している者の平均給与額を比較している。
- ※2 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(10月～3月支給金額の1/6)
- ※3 平均給与額は10円単位を四捨五入している。
- ※4 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)を取得した施設・事業所の介護職員の平均給与額は、30.0万円(平成31年)から31.6万円(令和2年)に増加(+1.6万)。

## 1 特定処遇改善加算を配分した職員の範囲(複数回答)

経験・技能のある介護職員	93.4%
他の介護職員	85.4%
その他の職種	60.0%

生活相談員・支援相談員	69.1%
看護職員	65.3%
事務職員	64.4%
介護支援専門員	47.1%

※ 上位4職種を掲載

## 給与等の引き上げの実施方法(複数回答)

給与表を改定して賃金水準を引き上げ(予定)	定期昇給を実施(予定)	手当の引き上げ・新設(予定)	賞与等の引き上げ・新設(予定)
18.6%	51.4%	54.0%	25.9%

※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体(介護職員に限定していない)の状況

## 2 経験・技能のある介護職員の賃金改善の状況(一部複数回答)

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	10.3%
改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	38.6%
既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	41.5%
月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定できなかった	33.5%

## 処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況(加算の種類別)



- ※ 令和元年度における取得状況
- ※ 特定処遇改善加算の取得割合は、処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の事業所に対する割合

## 3 特定処遇改善加算の届出を行わない理由(複数回答)

職種間の賃金バランスがとれなくなるのが懸念	38.8%
賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	38.2%
介護職員間の賃金バランスがとれなくなるのが懸念	33.8%
計画書や実績報告書の作成が煩雑	31.2%

※ 上位4つを掲載



# 令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント

- 介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年と令和3年を比較すると、**7,780円の増**となっている。
- なお、同加算の効果として、令和3年度に新たに取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額をみると、令和2年と令和3年を比較すると**13,410円の増**となっている。

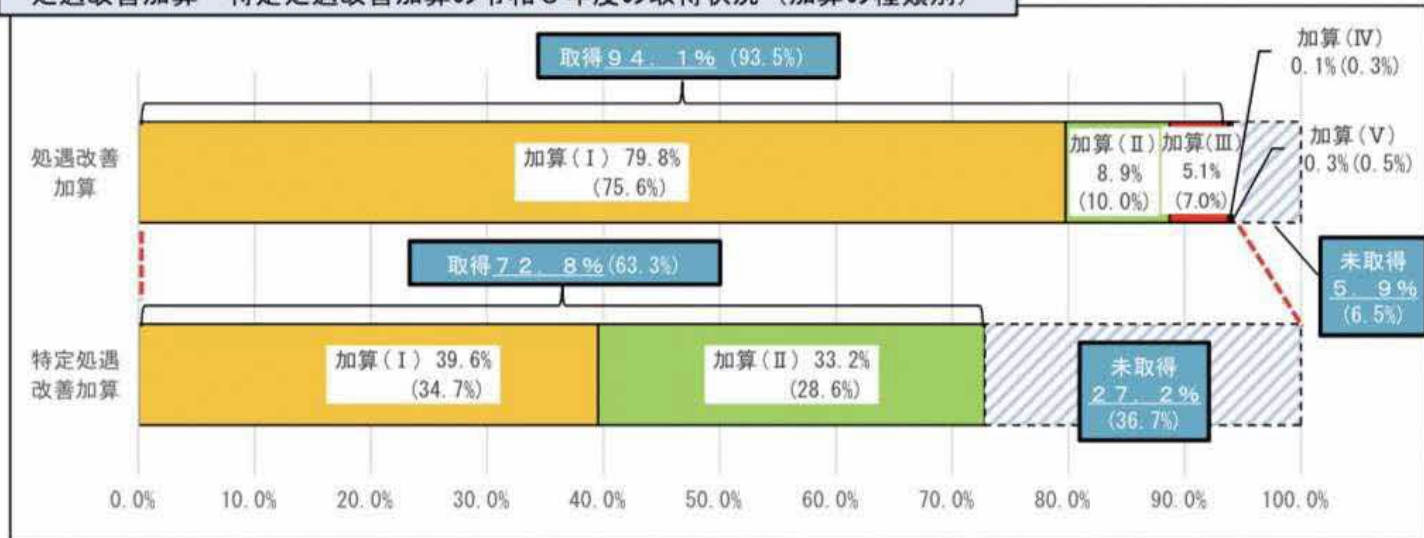
平均給与額（月給・常勤の者）	令和3年9月	令和2年9月	差 額
特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得している施設・事業所の介護職員	323,190円	315,410円	7,780円
うち、令和3年度に新たに同加算を取得している施設・事業所の介護職員	293,800円	280,390円	13,410円

- ※1 調査対象となった施設・事業所に令和2年度と令和3年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
- ※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4月～9月支給金額の1/6）
- ※3 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

## 給与等の引き上げの理由（複数回答）

令和3年度介護報酬改定を踏まえて引き上げ	特定処遇改善加算を踏まえて引き上げ	処遇改善加算を踏まえて引き上げ	左記に関わらず引き上げ
9.5%	23.1%	15.2%	60.5%

## 処遇改善加算・特定処遇改善加算の令和3年度の取得状況（加算の種類別）



- ※1 特定処遇改善加算の取得割合は、処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の事業所に対する割合
- ※2 括弧は令和2年度調査時の取得割合

## 1 特定処遇改善加算を配分した職員の範囲（複数回答）

経験・技能のある介護職員	92.0%
他の介護職員	85.0%
その他の職種	53.3%

看護職員	72.9%
生活相談員・支援相談員	65.8%
事務職員	61.1%
介護支援専門員	47.1%

※ 上位4職種を掲載

## 2 経験・技能のある介護職員の賃金改善の状況（一部複数回答）

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	11.4%
改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	40.8%
既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	38.5%
月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定できなかった	32.8%

## 3 特定処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）

賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	42.2%
職種間の賃金バランスがとれなくなることが懸念	40.2%
賃金改善の仕組みの定め方がわからない	33.9%
介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念	33.4%

※ 上位4つを掲載